宮城県への「まん延防止等重点措置」適用延長にともなう学外入構者について(お知らせ)

宮城県への「まん延防止等重点措置」適用を受けて、学外からの入構者に起因する新型コロナウイルス感染症の学内発生防止の強化を図るため、4月12日に対応を発表いたしました。しかしながら、「まん延防止等重点措置」適用期間が延長されましたので、下記の対応といたします。

記

1. 小松島キャンパスは、宮城県への「まん延防止等重点措置」適用延長を受けて、<u>学外者の入構を</u> <u>引き続き原則禁止</u>とします。なお、福室キャンパスは病院が併設していることから、学外者の入 構は原則禁止しており、引き続き同様の対応といたします。

2. 入構禁止期間

小松島キャンパスは「まん延防止等重点措置」適用期間 (<u>5月11日(火)迄</u>) までとし、福室 キャンパスの解除については、感染状況を踏まえて判断いたします。

学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年4月26日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部